平成３０年（フ）第２４号
奈良県大和高田市本郷町10番29号　信永ビル303号
債務者　安倍むつみ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
奈良県橿原市石原田町19番地　仲川方
債務者　仲川　依里
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（15－207）、前住所奈良県桜井市大字桜井1131番地の18　202号
債務者　津風呂孝幸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
岐阜市西川手７丁目62番地２
債務者　河村　　彩
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４２号
宮城県大崎市古川南町３丁目８番63号　セジュール南町Ａ棟102号
債務者　岩渕　留美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
岐阜県可児市川合2793番地101
債務者　堀井　信子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第９４号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目15番23号
債務者　大當　祥久
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９５号
三重県津市藤方1964番地３、前住所大阪府柏原市田辺２丁目11番14号
債務者　木村　佳代
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１６号
三重県名張市赤目町柏原1681番地９
債務者　川島　真一
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第３７８号
神戸市中央区野崎通３丁目１番９－203号
債務者　片渕憲太郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９４号
神戸市垂水区下畑町字渕ケ上613番地　第一末広荘104号、従前の住所兵庫県西宮市笠屋町23番39－306号
債務者　山道　光秀
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県丹波市柏原町小南83番地１　シティハイムＭＩＲＡＩ　202号
債務者　後藤　浩也
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県丹波市青垣町沢野155番地２
債務者　藤賀　一男
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第４５号
広島県三原市中之町２丁目３番２－206号
債務者　金子みさお
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第３５号
愛媛県西条市三津屋南５－15　８びる　301、住民票上の住所愛媛県新居浜市萩生1245番地の８
債務者　野島　信雅
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第３７号
愛媛県西条市早川2216番地14
債務者　黒河　里子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
松山地方裁判所西条支部